

「三重県流域下水道事業経営戦略」の改定素案に対するご意見と県の考え方

- 対応区分 ①反映済 意見や提案内容がすでに反映されているもの。
 ②反映する 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。
 ③参考にする 今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
 ④反映または参考にさせていただくことが難しい
 ⑤その他(①～④に該当しないもの)

	該当箇所	ページ	素案に対するご意見の概要	対応区分	ご意見に対する県の考え方
1	第4章 1 (2) 栄養塩類 管理運転の 実施	11	伊勢湾の貧栄養化等に起因した水産資源減少という課題に対して実効性の高い取り組みが急務です。 取組(2)「栄養塩類管理運転の実施」において取組内容が記載されていますが、実効性の高い取り組みが必要であることや10年計画という期間を踏まえると抽象的な「試行」という記載ではなく、「流域処理場からどの程度の栄養塩類量を増加排出させて、もって伊勢湾再生に繋げる」という具体的な内容を記載することが望ましいと考えます。	③ 参考 にする	現在、環境生活部、農林水産部、県土整備部等、関係機関により構成される「三重県きれいで豊かな海協議会」において栄養塩類管理運転による周辺海域への効果検証を行っています。その検証を踏まえて、伊勢湾再生に向け、栄養塩類を安定的に供給できるよう栄養塩類管理運転に取り組んでいきます。 なお、「試行」が、栄養塩類管理運転のどのような段階かを、ご理解していただけるように、「試行とは、数力年にわたって試行錯誤しながら安定的に運転し、より効率的な運転を目指している段階」と注記します。
2	第4章 2 (1) 未普及対策 2 (2) 老朽化対策	12～13	今後、更に人口減少の進展が予測されることから、未普及地域への整備や老朽化による施設更新を実施する場合には、当該地域の将来人口を見極めた上で集合処理を計画どおり進めることが適切か否かを十分考慮するなど、中長期的な下水道事業の健全経営の観点からその実施の有無を検討すべきです。 については、本経営戦略においては、「対象となる整備・供用区域における人口減少動向を見極めた上で実施する」旨の記載が望ましいと考えます。	③ 参考 にする	ご意見のとおり、一般的には人口減少により流入水量の減少が進み、将来的には処理施設能力と処理水量の乖離が生じることが想定されます。 ただし、流域下水道の関連市町から報告された流入水量予測では、今後10年間は、微増傾向となっています。 このことから、本計画期間における未普及対策や老朽化対策は、予測した流入水量に対応した計画となっています。 なお、本計画はおおよそ5年ごとに最新の流入水量予測等に基づき内容を見直すこととしています。

	該当箇所	ページ	素案に対するご意見の概要	対応区分	ご意見に対する県の考え方
3	第4章 2 (3) 地震対策	14	<p>昨年発生した能登半島地震においては過半の下水道管渠等が損壊し、国土交通省は、上下水道地震対策検討会の検討結果を踏まえ、被災自治体における復興に向けた上下水道施設整備の留意点として施設規模の適正化等を検討しつつ分散型システムの活用も含め災害に強く持続可能な将来にふさわしい整備を行うべき等の考え方を示しています。</p> <p>南海トラフ地震発生に伴う被害が懸念される本県において、能登半島地震での被災対応事例も参考にすべきであり、耐震補強などの地震対策の加速化だけでなく、今回、国土交通省が示す観点も含めた地震対策についても記載することが望ましいと考えます。</p> <p>【参考】国土交通省事務連絡「被災自治体における復興に向けた上下水道施設整備の留意点について」(抜粋)(R6.5.29)</p> <p>被災自治体においては、復興まちづくりなどを踏まえ、災害に強く、持続可能な水道事業、污水处理事業を目指していく必要がある。そのため、被災自治体における復興に向けた上下水道施設整備の留意点は以下の通りとする。</p> <p>・復興まちづくり、将来の人口動態、経済性、地域住民の意向など様々な観点から総合的に判断して、耐震性を備えることはもとより、施設規模の適正化や施設の広域化・統廃合の可能性や被災時の機能確保方法も検討しつつ、必要に応じて運搬送水や浄化槽等の分散型システムの活用も含め、災害に強く持続可能な将来にふさわしい整備を行うべき。 (以下略)</p>	③ 参考 にする	<p>分散型システム(浄化槽等)の活用など污水处理施設の整備手法の検討は、持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想(以下都道府県構想)により行われるものと考えますので、都道府県構想の策定にあたっては、国土交通省が示す観点をふまえて検討がなされるよう、市町と連携を図っていきます。</p> <p>なお、下水道施設の配置の適正化については、都道府県構想等をふまえて、流域別下水道整備総合計画において検討していきます。</p>
4	第4章 3 (3) 広域化・共同 化の推進	19	<p>広域化・共同化として記載されている集落排水処理施設等の下水道接続においては、接続対象の集落排水処理施設の区域の将来人口を見極めた上で、集合処理の継続が適切と考えられる場合には下水道接続が行われ、集合処理が適さない場合には市町下水道事業の健全経営に支障が生じる可能性があると考えます。</p> <p>このため、未普及対策及び老朽化対策で記載した意見内容と同様に、本経営戦略において、「対象区域における人口減少動向を見極めた上で実施する」旨の記載が望ましいと考えます。</p>	③ 参考 にする	<p>三重県污水处理事業広域化・共同化計画(以下広域化・共同化計画)は、農業集落排水に関することを所管している農林水産部などと、市町が下水道への接続を検討した結果をふまえて策定しています。市町は広域化・共同化計画への生活排水処理施設の統廃合の位置付けにあたって、対象区域内の将来人口動向を見極めたうえで選定しているものと考えています。</p> <p>県としては、広域化・共同化計画をとおして流域下水道の関連市町の生活排水処理施設規模の適正化等の取組を支援していきます。</p>